

## 医業類似行為について

～療術で仕事をしていく上で

- |                                    |                      |
|------------------------------------|----------------------|
| 1. 医業と医業類似行為の違い                    | 2. 医業類似行為の種類         |
| 3. 療術の仕事がしたい                       | 4. 施術所が広告できる内容       |
| 5. 施術所の名称について                      | 6. 広告などでの表現について      |
| 7. 施術所での医療用具・健康食品の取り扱いについて(薬事法による) |                      |
| 8. 療術を営む者として                       | カイロプラクティックについて《参考資料》 |

### 1. 医業と医業類似行為の違い

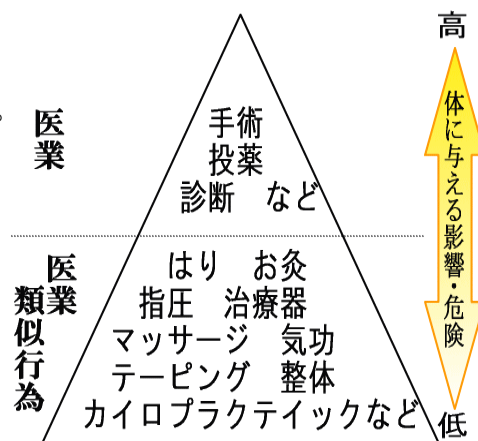
医業	医業類似行為
医師の行う医療行為 (人の傷病の治療・診断又は予防のために、医学に基づいて行われる行為)	疾病の治療又は保健の目的を持って光熱機器・器具その他の物を使用し、応用し、又は四肢若くは精神作用を利用して施術する行為であって、医師の専門的知識、技能を必要としないもの(法の定義)。

病院で医師が行う診察や診断、治療など医学に基づいて行われるのが医業。 医業類似行為も治療や健康管理の為に  
行う行為ですが、専門的知識や技能を必要としない行為です。

例えば腰痛の治療の場合、  
(医業) 手術、投薬(指示)、レントゲンなどの検査、診断など

(医業類似行為) 治療器具の使用、アイシング・マッサージ  
テーピングなどでの支持・固定、など

当たり前ですが医業は医業類似行為よりも  
人体に与える影響や危険性は高くなります。



### 2. 医業類似行為の種類

～医業類似行為は2つに分けられます。

法で認められた医業類似行為	法に基づかない医業類似行為
1. 按摩マッサージ指圧師 2. はり師 3. きゅう師 4. 柔道整復師	1. カイロプラクティック 2. 整体、骨盤矯正 3. 気功 4. 温熱・電気・光線      5. その他
「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律」(通称:あはき法)によりマッサージなどを仕事とする人は、養成機関で3年以上学んだ後、国家試験に合格して得る免許が必要としている。	あはき法により認められたもの(左記)以外をまとめて「療術」といいます。 (電気・指圧・温熱・刺激・手技療法による医業類似行為を業とする職業で鍼灸師、あんま、指圧、マッサージ師、柔道整復師以外のものをいいます。)

### 3. 療術の仕事がしたい

#### 3-1、安全施術

療術を仕事にしたいけど法に認められていないので開業できないのでは？と思った方もいるでしょう。

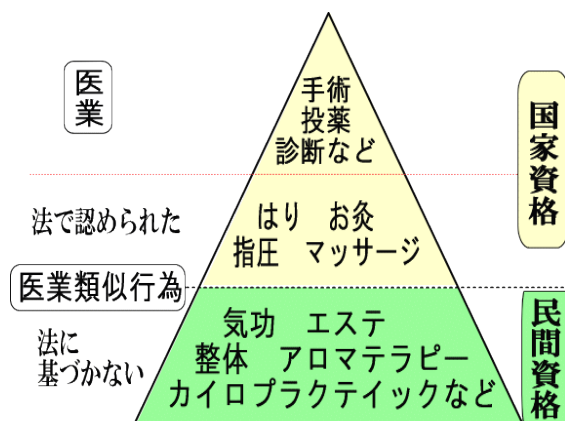
「医業類似行為は、人の健康に害を及ぼす恐れのある業務行為でなければ禁止の対象にならない」  
(昭和35年1月27日 最高裁大法廷判決)

最高裁判所の判決により、人の体にただちに害を及ぼす恐れのある医療類似行為でない限り、職業選択の自由の範囲内で認められています。すなわち療術（整体）で開業できます。ただし、害を及ぼす恐れがある場合は規制の対象となります。当然のことですが「安全施術」が基本中の基本となります。

#### 3-2、あはき法に基づく

整体やカイロプラクティックは法に基づかない医業類似行為になります（無届医業類似行為とも言われております）。

同じ医業類似行為でも、鍼・灸の場合だと「あはき法」に基づいて営業をしなくてはなりません、整体の場合は基準となる法律がありません。規制する法律が無いから何でもしていいのか？当然そういう訳ではありません。



医業を営む者は医師法に基づいて、医業類似行為を営む者はあはき法に基づいて（柔道整復師は柔道整復師法）業務を行います。民間資格の医業類似行為の場合は、当然医師法にもあはき法にも抵触してはいけません。当たり前ですが医業類似行為を営む者として、原則あはき法にのっとって業務を行うようにしましょう。

現状で特に問題となっているのが①誇大広告 ②院の名称 ③診断などの違反行為を行うなどです。詳しく見ていきましょう。

### 4. 施術所が広告できる事項（あ・は・き法による）

広告できる事項	広告できない事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>☆施術者の氏名及び住所</li> <li>☆業務の種類</li> <li>☆施術所の名所及び電話番号</li> <li>☆施術日または営業時間</li> <li>☆予約・休日・出張による施術の実施</li> <li>☆駐車場の案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★出身校・経歴</li> <li>★流派</li> <li>★適応症(特にガン)など</li> <li style="padding-left: 20px;">誇大広告のおそれのある事項</li> <li>★所属学会</li> <li>★技能及び施術方法</li> </ul>

広告できる内容にかなりの制限があるのが理解できると思います。

## 5. 施術所の名称について

施術院の名称をどうするか、皆さん悩むところですね。付けてはいけない言葉や表現を理解し、良い名称をつけるようにしてください

◎施術所は病院分院、産院、療養所、診察所、医院、その他病院または診療所に間違えるような紛らわしい名称を付けてはならない。

[例] 針療科、針療所、マッサージ科療院、クリニック ⇒×  
[適当な例] 東京はり治療院 ⇒○

○無届医業類似行為(療術)の場合は、**施術院(所)**、**療術院**等が相応しい。

[例] 治療院、整体クリニック等 ⇒×  
[適当な例] 東京整体施術院 ⇒○

療術師(カイロドクター・カイロプラクター・整体師等)は治療が出来ないのに「治療院」という名称を使う事は自粛した方が良いと思われます。あくまでも**治療ではなく施術**です。

<法律的には>治療院の看板をあげるだけでは、法に触れませんが、医療無免許者が自己の施設の中で治療行為(あんま・指圧・マッサージなどとみなされる行為)をした場合、警察から指摘されれば、あはき法違反で刑事罰を受けることになります。

## 6. 広告や口頭での表現について

「治療」という言葉は医療行為と間違われるので使わないようにしましょう。医療行為については様々な議論がありますが“治療効果があることを前提にした行為”のことです。同じ施術でも、目的が治療では医療行為になります。療術を営む者は法の定義上、治療ではなくリラクゼーションや慰安、心身のリフレッシュのために行うものです。この業界の人なら「良くしたい」と思う気持ちは人一倍あると思います。ただ、我々が行えるのは治療ではなくあくまで**施術**なのです。施術の結果「楽になった」という事実があればよいのではないのでしょうか。

- 言ってはいけない表現・やってはいけない行動
  - ・「あなたは○○だ」と病名を言う→診断
  - ・「ここをもめば××病が良くなる(治る)」→治療
  - ・聴診器を使うなど医療行為と誤解を招くことをする
- 広告等での**表現**で注意すること(療術)
  - 治す× → 癒す ・ 和らげる の表現が適当
  - 治療× → 施術 ・ トリートメント

## ◎誇大広告について

施術院を経営するには集客し売り上げを上げなくてはなりません。ホームページなどで宣伝では、目を引くフレーズや刺激的な言葉で表現をした方が効果は上がりますが、施術院が広告できる事項は限られています(4、5項参照)。

### ●やってはいけないこと

- ・「〇〇病が治った」などを掲載する事
- ・体験談という形式であっても、患者さん本人の記述以外は気をつける  
※ガンやいわゆる難病とされているもの、また椎間板ヘルニアやすべり症などは厚生労働省の通達で施術の適用範囲外です。  
記載は控えた方が良いでしょう。

### ●症状や治療効果を期待させる表現は使わない

- ・腰痛に効果絶大(×)      腰痛スッキリ(×)      両方ともダメです。

## 7. 施術所での医療用具・健康食品の取り扱いについて(薬事法による)

### 施術所内での医療用具・家庭用治療機・健康機器・健康食品等の販売

◎特定商取引に関する法律(旧・訪問販売法)に基づいて行うこと

- \* 氏名の明示
- \* 書面の交付
- \* クーリングオフの説明(法廷契約書面受領日から8日間)
- \* 誇大広告の禁止 等

◎施術中での医療用具(業務用・家庭用治療器等)の使用

- \* 適正な使用方法
- \* 誇大広告の禁止

[注意]無届医療類似行為(施術)の場合、業務用の治療器での事故は保険が適用されない場合があります。

#### 【誇大広告について】

- 「最高の技術」「最も進歩した」等は最大級の表現に類するので×
- 「血液の浄化」「～が治る」「～病に」「体質改善」「アルカリ体質に」等の表現は、本来の効能効果を誤認されるおそれがあるので×

## 8、療術を営む者として

療術の仕事をするにあたり、知っておかなければならない事を述べてきました。安全施術を守り、健全な経営を心掛けていきましょう。

それともう一つ大事なことがあります。「正しい医療を受ける機会を奪う事」です。早期発見、早期治療が医療の原則です。日本では医療の頂点は医師や病院です(3項参照)。我々は患者さんの事を第一に思い、おかしいなと思ったら医療機関への受診を勧めなくてはなりません。間違っても患者さんの囲い込みはしてはいけません。療術を受けたせいで病院で受診する機会を失ったとなれば、国民の健康を守る側(国)とすれば害が及んだと見ます。そうしないためにも「囲い込み」をせず医療機関への受診を勧める様にしましょう。

過去にカイロプラクティック療法において事故がありました。国としては実害が出た以上、何らかの規制をいたします。《参考資料》として巻末に掲載いたしますので目を通しておいて下さい。

最後に、施術は密室で行われる場合が多いです。セクハラと勘違いされるような行為や言動にはくれぐれも注意して下さい。

重要なことは医業に携わる者としての論理感と、論理感どおりに動いても痛まない経営です。これらの事を心がけて療術の仕事に取り組んで下さい。

- ①常に安全な施術を行う 自信のない事はしない
- ②おかしいなと思ったら医療機関での受診を促す  
「ウチに来ていれば大丈夫」と囲い込みをしない
- ③効果を期待させる過剰な表現等は使わない 誇大広告の禁止
- ④セクハラに気をつける 勘違いされるような施術や言動はしない

知識なき施術は無謀なり、心なき施術は無力なり

### (参考資料) カイロプラクティックについて

療術の代表格であるカイロプラクティックですが、どのような存在でしょうか？  
カイロとは骨格の歪み、特に背骨の歪みを手技によって矯正し、神経生理機能を回復し健康を増進させようとするアメリカで生まれヨーロッパや日本に普及した治療法。治療を行う人はカイロプラクターと呼ばれる。発祥国であるアメリカでは1974年に全州で公認され、スイス、ドイツ、イギリス、オーストラリアなどでも公認の資格であり、資格を持ったものは「医者」である。

当然ですが、日本では法律上は民間療法で、たとえ海外の資格があったとしても治療ではなく施術です。また様々な団体があり独自の団体免許を出している所もありますが、法で認められたものではありません。整体やカイロなどの療術は日本では法的に認められておらず、技術さえ身につけていれば誰でも開業し、営業行為が可能です。従って施術者のレベルもまちまちであり、医学的效果についても科学的評価はいまだ定まっていません。

また、事故等の報告が多数あるため、厚生省(当時)から下記のような通達がなされています。

## 《参考資料》いわゆるカイロプラクティック療法に対する取り扱いについて

同療法による事故を未然に防止するために下記の4項目の厚生省通達がなされています。

(平成3年6月28日 医事第58号)

近時、カイロプラクティックと称して多様な療法を行う者が増加しているが、カイロプラクティック療法については、従来よりのその有効性や危険性が明らかでなかったため、当省に「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」のための研究会を設けて検討を行って来た所であるが、今般、同研究会より別添のとおり報告書が取り纏められたが、同報告においては、カイロプラクティック療法の医学的効果についての科学的評価は未だ定まっておらず、今後とも検討が必要であるとの認識を示す一方で、同療法による事故を未然に防止するために必要な事項を指摘している。こうした方向内容を踏まえて、今後のカイロプラクティック療法に対する取扱いについては、以下の通りとする。

### (1) 禁忌対象疾患の認識

カイロプラクティック療法の対象とする事が適当でない疾患としては、一般には、腫瘍性、出血性、感染症疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患等とされているが、このほか徒手調整の手技によって症状を悪化する頻度の高い疾患例えば、椎間板ヘルニア、後縦靭帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側彎症、二分脊椎症、脊椎すべり症、などと明確な診断がなされているものについては、カイロプラクティック療法の対象とすることは適当でないこと

### (2) 一部の危険な手技の禁止

カイロプラクティック療法の手技には様々なものがあり、中には危険な手技が含まれているが、とりわけ頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法は、患者の身体に損傷を加える危険が大きいいため、こうした危険の高い行為は禁止する必要があること。

### (3) 適切な医療受療の遅延防止

長期間あるいは頻回のカイロプラクティック療法による施術によっても症状が増悪する場合はもとより、腰痛等の症状が軽減、消失しない場合には、潜在的に器質的疾患を有している可能性があるため、施術を中止して速やかに医療機関において精査を受ける事。

### (4) 誇大広告の規制

カイロプラクティック療法に関して行われている誇大広告、とりわけがんの治療等医学的有効性をうたった広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の2第2項において準用する第7条第1項又は医療法(昭和23年法律第205号)第69条第1項に基づく規制の対象となるものであること。

(別添 略)